

## 守秘義務について

(本件情報の定義)

第1条 本件情報とは、本契約「杉並区印刷室業務委託（長期継続契約）」（以下「本件」という。）を履行するために、杉並区（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に対して提供する全ての情報及び乙が本件履行により直接又は間接に知り得た全ての情報をいう。

(適正管理)

第2条 乙は、次の各号に掲げるところにより、本件情報の適切な管理を行わなければならない。

- (1) 本件業務の受託業務従事者（以下「従事者」という。）又は従事していた者は、その業務に関して知り得た本件情報を第三者に提供、又は不当な目的に利用してはならない。本契約の終了後又は解除後も同様とする。
- (2) 本件情報が記された文書及びパソコン等の不正な閲覧、持ち出し及び複写等を行わないこと。
- (3) 本件情報を紛失、破壊、改ざん、又は漏えいの防止等、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。
- (4) 本件情報を記録した紙及び電磁的記録媒体（USBメモリ、CD、DVD等（PC等のハードディスクを含む。））は、盗難対策（施錠管理）その他情報漏えい等の事件・事故を防止するためのセキュリティ対策を講じること。
- (5) 本件情報を記録した情報システムは、不正アクセス対策、不正プログラム対策、その他情報漏えい等の事件・事故を防止するセキュリティ対策を講じること。コンピュータを使用する場合には、パスワード使用等のセキュリティ対策を講じること。
- (6) 「15 業務の遂行」(1)ウ及びクの対応については、甲の了承を得た上で本件情報を持ち出すことができる。この場合においては、盗難・紛失防止に努めること。
- (7) 乙は、受託した業務で収集・使用した本件情報は、処理終了後、速やかに廃棄しなければならない。

(事件・事故発生時の報告)

第3条 乙は、事件・事故が発生したときには、直ちにその旨を報告するとともに、自己の情報管理体制を活用し、最善の方策を講じなければならない。

(立ち入り調査)

第4条 甲は、必要と認める場合は、乙の本件情報の管理に関して、立ち入り調査を行うこと

ができる。

(従事者の管理等)

第5条 乙は、次の各号に掲げるとおり、従事者に対し本件情報の適切な管理のための措置を講じなければならない。

- (1) 従事者から「守秘義務について」で定められる事項について遵守することの誓約書の提出を受けること。
- (2) 従事者に対して、本件業務に従事する前及び本件業務従事中についても必要に応じて、個人情報保護に関する教育、訓練及び指導（以下「教育等」という。）を行うこと。なお、教育等を実施した場合は、甲に教育等を実施した日時、内容、参加者等を書面で報告すること。
- (3) 従事者が業務に関して知り得た本件情報の秘密保持に関し、万全の措置を講じること。

(損害賠償)

第6条 甲は、乙の責めに帰すべき事由により生じた通常 of 損害（直ちに修補しないことによる損害を含む。）について、乙に対し損害の賠償を請求することができる。

(合意管轄)

第7条 本件に関し、訴訟の必要が生じた場合は、甲の本庁所在地を管轄する裁判所を専属管轄裁判所とする。

(法令及び杉並区の条例等の遵守)

第8条 受託者は、区が策定した「杉並区情報セキュリティ基本方針」、「杉並区個人情報の保護に関する条例」及び「個人情報の保護に関する法律」等の法令を遵守し、本件業務を適正に履行しなければならない。

(誠実協議)

第9条 本守秘義務に定めのない事項又は本件に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。